

# 神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱の 一部改正（案）の概要

## 1. 背景

平成 27 年度より実施されている子ども・子育て支援新制度において、教育・保育施設（認定こども園、幼稚園及び保育所）及び地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行うもの）の利用にあたり、市町村は保護者の申請を受け、教育・保育給付認定を行うこととされています。

併せて市町村は、保育認定を受けた子どもが教育・保育施設及び地域型保育事業（以下、「保育所等」という。）の利用を希望するにあたり、利用調整を行うこととされています。

この度、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項の規定に基づき制定された「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」の一部を改正する必要がありますので、ご意見を募集します。

## 2. 改正の方針

保育を必要とする事由・状況の就労に係る基本点数に関しては、現在「居宅外就労」と「居宅内就労」を区別し、就労時間に基づいて点数を決定しており、「居宅外就労」は100～60点、「居宅内就労」は90～50点と点数差を設けています。

しかしながら、リモートワークなど多様な働き方が広まっており、「居宅外就労」と「居宅内就労」を区別する意味合いがなくなってきています。

そのため、「居宅外就労」と「居宅内就労」の区別をなくし、「就労」で統一するよう、見直しを行います。

## 3. 改正（案）の概要

「神戸市子どものための教育・保育給付認定等事務要綱」を以下のとおり改正します。

### 調整基準の一部改正

#### （1）基本点数表

##### 【現行】

事由	（細目）	基本点数	保育できない理由・状況
就労	居宅外 就労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている
		90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている
		80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている
		70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている
		60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている

居宅内 就労	90	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている	
	80	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている	
	70	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている	
	60	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている	
	50	上記には該当しないが、月64時間以上働いている	
求職活動	70	居宅外	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している
	60	居宅外	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している
		居宅内	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している
	50	居宅外	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している
		居宅内	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している
	40	居宅内	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している	
20	上記の世帯以外で、求職中である場合		

【改正案】

事由	基本点数	保育できない理由・状況
就労	100	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上働いている
	90	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上働いている
	80	月16日以上かつ週24時間以上、又は週4日以上かつ日6時間以上働いている
	70	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上働いている
	60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている
求職活動	70	月20日以上かつ週40時間以上、又は週5日以上かつ日8時間以上の仕事に内定している
	60	月20日以上かつ週30時間以上、又は週5日以上かつ日6時間以上の仕事に内定している
	50	月16日以上かつ週16時間以上、又は週4日以上かつ日4時間以上の仕事に内定している
	30	上記には該当しないが、月64時間以上の仕事に内定している
	20	上記の世帯以外で、求職中である場合

4. 施行予定日

令和4年9月13日より施行します。ただし、令和5年4月1日入所分より適用します。